

賃 貸 借 契 約 書 (案)

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、「飛び出せ！文化の森」ユニバーサル・ミュージアム推進事業機器類一式（以下「機器」という。）の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 乙は、別添「「飛び出せ！文化の森」ユニバーサル・ミュージアム推進事業機器類一式（賃貸借）仕様書」（以下「仕様書」という。）の機器を甲に賃貸するものとする。

（設置場所）

第2条 機器の設置場所は、別添の仕様書に記載のとおりとする。

（納入期日）

第3条 契約締結日から令和7年10月10日までとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和7年11月1日から令和8年3月31日までとする。

（賃貸借料）

第5条 機器賃貸借料の月額は、金〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇,〇〇〇円）とする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、賃貸借料に110分の10を乗じて得た額である。

3 契約の解除等により、賃貸借期間に1か月未満の端数日が生じた場合は、賃貸借料を日割計算するものとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、免除する。

（検査及び引渡し）

第7条 甲は、物品の納入を受けたときは、速やかに、乙の係員の立会いの上、物品の検査を行い、検査に合格したときは、目的物品の引渡しを受けるものとする。

2 乙は、前項の検査の結果不良品があるときは、当該不良品を遅滞なく引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

（賃貸借料の請求）

第8条 乙は、賃貸借料を毎月の賃貸完了後、甲に請求するものとする。

（賃貸借料の支払）

第9条 甲は、乙から適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。

(危険負担)

第10条 機器の引渡し完了前に生じた損害は、全て乙の負担とし、甲が機器を占有する期間に生じた機器の滅失破損についても同様とする。ただし、甲の責めに帰する事由による場合は、この限りでない。

(善良な管理者としての義務)

第11条 甲は、機器を良好な環境で保持し、善良な管理者としての注意をもって、機器の管理に努めるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲が故意又は善良な管理者としての注意を怠り、機器を滅失又は使用不可能の状態に損傷したときは、甲に対して損害を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、一括して委任し、又は担保に供してはならない。

(契約解除等)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。
- (5) 契約事項に違反したとき。
- (6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、甲は乙に対して契約金額の100分の10に相当する金額を請求できる。なお、甲に損害があるときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができるものとし、乙に損害が生じた場合は、乙の負担とする。

3 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(保険)

第15条 機器に対する動産総合保険の付保とその保険料は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第16条 乙は、この契約履行のために、物件設置場所へ出入りする場合は、甲の了承を得て出入りするものとする。

2 乙は、この契約によって知り得た一切の秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティ)

第18条 乙は、業務の実施に当たり、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年〇月〇日

甲 徳島県

徳島県立二十一世紀館長 藤井 博

乙

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

(作業場所の特定)

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

(サービスレベルの保証)

第4 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。
2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

(情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

(業務従事者への周知及び教育)

第6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(情報の適正な管理)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。